

住 宅

1 住宅資金の貸付（生活福祉資金・福祉費・住宅改修費）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付を行っています。

※貸付限度額 2,500,000円

※償還期限 7年以内

※利 率 連帯保証人有り 無利子 / 連帯保証人なし 年1.5%

※延滞利子 返済（償還）期限経過後、延滞元金に年3.0%

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会 （☎36-5512）

2 住宅金融公庫の優遇融資制度

住宅金融公庫では、心身に障がいのある方とその介護をしている家族が同居している住宅の建築や購入に必要な資金を、通常融資に割増しをして融資しています。

【相談窓口】◆ 住宅金融支援機構取扱金融機関